

「人・環境と物質をつなぐイノベーション創出ダイナミック・アライアンス」
コア連携センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「人・環境と物質をつなぐイノベーション創出ダイナミック・アライアンス」(以下、「アライアンス」という。) 事業本部規程第5条第2項の規定に基づき、コア連携センター(以下、「センター」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 センターは、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) アライアンスを構成する各研究所から選ばれた教授各2～3名。
- (2) コーディネーター 若干名。
- (3) その他事業本部長が必要と認めた者 若干名。

2 委員は、事業本部長が委嘱する。

(センター長等)

第3条 センターに、センター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長は、前条第1項第1号の者のうちから、事業本部長により指名された大阪大学産業科学研究所の教授をもって充てる。
- 3 副センター長は、前条第1項第1号の者のうちから、事業本部長により指名された東北大学多元物質科学研究所の教授をもって充てる。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に支障があるときは、その職務を代行する。

(コア連携センターアクション)

第4条 アライアンス活動の円滑な運営及び実施のために、コア連携センターアクション(以下、「会議」という。)を実施する。

(会議のミッション)

第5条 会議は、事業本部長の諮問に応じて、センターの運営に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究計画に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 組織に関すること。
- (5) 事業報告に関すること。
- (6) その他アライアンス事業の運営および推進に関すること。

(会議の議長等)

第6条 会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、センター長をもって充てる。
- 3 副議長は、副センター長をもって充てる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に支障のあるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会議が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 センター及び会議に関する事務は大阪大学産業科学研究所において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センター及び会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。